

告 示

埼玉県告示第二百三十六号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十六号（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を算定するための床面積の算定方法）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十二号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第九号金額の欄イ」に、「第四条各項」を「第三条」に改め、第四号の次に次の一号を加える。

五 算定対象としない建築物の部分に附属して設置される昇降機